

5. その他知財の保護と活用

コンピュータ・プログラム、ソフトウェア、ノウハウ、意匠などの知的財産についても、それぞれの特性を踏まえて、大学として対象知財を承継・保有。特許権等と組み合わせた包括的なライセンスによる知財の活用を推進。

研究活動をはじめとした大学の諸活動を通じて、発明以外にも様々な知的財産が生まれます。それらは著作物やデータ、ノウハウ（営業秘密）、実用新案、意匠、商標、回路配置、植物品種など多岐に及びます。

本学では、それぞれの知的財産権の特性を踏まえ、大学として管理・活用すべきものと研究者個人が管理・活用すべきものを定めております。大学としては、主に有償利用許諾の対象知財を承継・保有し、実施許諾による活用を進めております。今後も、特許発明のみならず、その他様々な知的財産についても、必要な権利化と適切な権利保護、東大ブランド価値の確保を行い、本学研究成果の知的財産権等の価値を高めて包括的にライセンスし社会還元につなげてまいります。

ソフトウェア著作物等（著作権）

コンピュータ・プログラムやソフトウェアも知的財産権で保護されます。それらのアルゴリズムは技術的思想として特許の保護対象となり、コンピュータ・プログラムやソフトウェアそのものは著作権の保護対象となります。また、研究活動を通

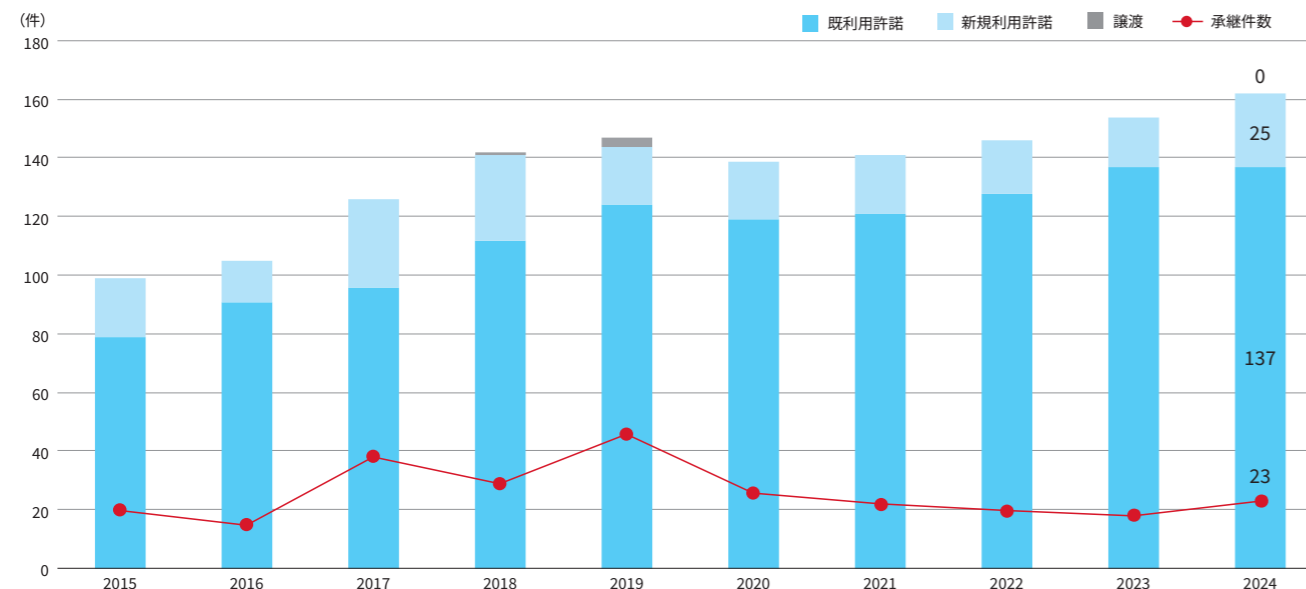
じて構築されるデータベースには、学術研究や民間企業の事業活動において価値を有するものも数多く存在し、その情報の選択や体系的な構成に創作性を有する場合には、著作権の保護対象となります。

本学では、公的資金や大学の施設・設備、その他大学の支援に基づいて教職員等が行った研究活動において作成したソフトウェア著作物やデータベース著作物（「ソフトウェア著作物等」）について、著作者が届出を行い大学として承継するか否かの判断を行います。ただし、発明届とは異なり、ソフトウェア著作物等については、他者への有償利用許諾の見込みが生じたもののみを届出の対象としています。

ソフトウェア著作物等の実施許諾にあたっては、ソフトウェア著作物等単独での実施許諾のみならず、大学が保有するプログラム特許の実施許諾と、その特許技術を具体的に実装した実行プログラムを組み合わせることで知的財産としての価値を高めて実施許諾することもあります。

2024年度のソフトウェア著作物等の利用許諾は、新規利用許諾が25件、既利用許諾が137件で、合計162件となりました。また、大学が承継したソフトウェア著作物等は、23件でした。

ソフトウェア著作物等の新規承継件数や利用許諾件数



ノウハウ

大学のノウハウは、オープン&クローズ戦略において、論文や特許で公開された研究成果（オープン）の価値を最大化するための、秘匿された技術情報（クローズ）として機能します。ノウハウに関しては、ソフトウェア著作物等と同様に、大学に帰属する特許権の実施許諾にあたり、その実施に不可欠なノウハウなど特許権と組み合わせることで知的財産としての価値が高まるノウハウなどを、特に職務関連ノウハウとして、大学が承継保有し、特許権と組み合わせた実施許諾等を行っております。

意匠（意匠権）

意匠権についても、職務関連発明と同じく公的資金や大学の施設・設備などを用いて教職員が創作した意匠について、大学が意匠権を受ける権利を承継して意匠出願を行い、意匠権を取得することができます。

商標（商標権）

商標については、ブランド価値の確保のため大学のロゴなどを商標登録出願し、登録商標の保有と実施許諾をしております。主な大学商標の実施許諾先としては、本学のロゴを付した商品販売する東京大学消費生活協同組合などが挙げられます。

植物品種（育成者権）

育成者権についても、職務関連発明と同じように教職員が研究活動において行った品種の育成について、大学が育成者権を受ける権利を承継して品種登録の出願を行い、育成者権を取得することができます。

大学として保有しているこれらの知的財産についての保有件数、実施許諾件数、収入につながった件数は、以下の通りです（2024年度末時点）。

知的財産権等	保有件数	実施許諾件数	収入があった件数
ノウハウ	19	14	14
実用新案権	-	-	-
意匠権	6	11	13
商標権	173	11	11
回路配置利用権	-	-	-
育成者権	2	-	-

成果有体物（研究試料、マテリアルなど）

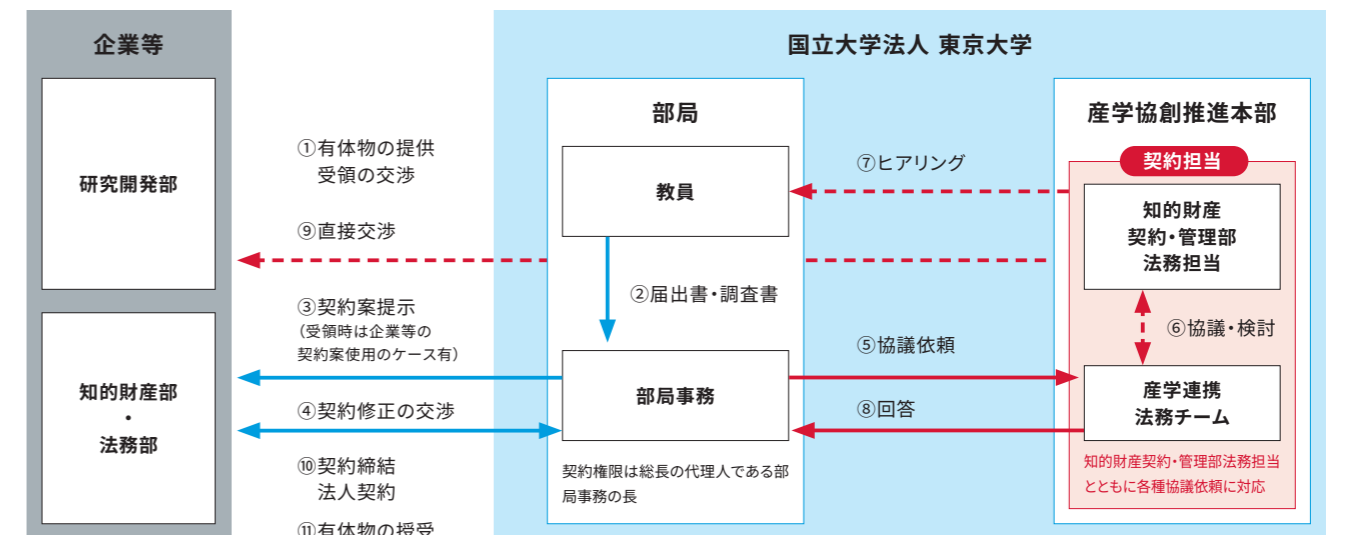
大学の研究過程で得られた有体物は、「成果有体物提供契約」（MTA: Material Transfer Agreement）によって、企業や他大学・研究機関に提供されることがあります。大学・研究者側の知的財産を守りつつ、有体物を受領した側がそれを研究開発に活用できるようにすることで、学術研究の発展や製品化・実用化（社会実装）を促します。

MTAの対象となりうる有体物は様々なものが想定されますが、一般的な有体物の例としては、次のようなものをあげられます。

本学では、教職員等が大学の業務や研究活動の一環として、創作、抽出又は取得したものであって、有形かつ学術的・技術的価値を有するもの（ただし、論文等の著作物に関するものは除く）全般を対象としており、産業利用・収益事業等を目的とする場合などは有体物を有償提供できることとなっております。

2024年度の有償によるMTAは、423件であり、約6千万円の収入を得ました。このMTAによる収入も知財関連収入として計上しております。

種類	有体物の例
生物材料	細胞株、遺伝子、ベクター、抗体、微生物株、ウイルス株、実験動物・植物など
化学物質	新規合成化合物、触媒、試薬など
マテリアル	新素材、材料サンプルなど
その他	プロトタイプなど



※提供時にはTLO利用のケース有